（港湾労働法の一部改正）

第十七条　港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「特定労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「第二条第五号」を「第二条第三号」に改め、「をいう。）」の下に「であつて、当該事業の業として行われる労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象となる派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）が常時雇用される労働者のみであるもの」を加える。

第十二条第二項第四号中「（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）」及び「（同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十三条中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号」に、「第三十五条の三第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五第四項第二号」を「第二条第四号」に改め、同条の表第二十五条の項中「次条第三項」を「次条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号」に、「第三十五条の三第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五第四項」を「第三十五条の四、第四十条の六」に改め、同表第二十六条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第二十六条第一項第二号	場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）	場所

第二十三条の表第二十六条第四項の項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、「の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨」及び「の許可を受けている旨」を削り、同表第二十八条、第三十一条及び第五十五条から第五十七条までの項の次に次のように加える。

第三十条の見出し	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十条第一項	有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働者に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）	有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）
	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十条第一項第四号	次の各号	第二号から第四号まで
第三十条の四	前三条	前二号
第三十四条第一項	次に	第一号、第二号及び第四号に
	第三号及び第四号	第四号
		第三十条第一項第二号から第四号まで及び前二条

第二十三条の表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第三十六条の項中「第六条第一号から第四号まで」を「第六条第一号から第八号まで」に改め、同表第三十六条第六号の項中「第三十六条第六号」を「第三十六条第七号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十七条第一項第四号	場所及び組織単位	場所
第三十七条第一項第八号	第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置	第三十条第一項の規定により講じた措置（同項第一号に掲げる措置を除く。）

第二十三条の表第四十九条第一項の項中「及び第二十三条の二」を「、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

第四十九条の二第一項	、第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項

第二十三条の表に次のように加える。

第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条

政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十七号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「二人」を「三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）」に改める。

第七条第三項中「内閣人事局の事務（人事政策統括官のつかさどるものを除く。以下同じ。）のうち重要事項に係るものに参画し、及び内閣人事局の事務の一部を総括整理し、又は」を削る。

第九条第三項中「内閣人事局の事務の一部をつかさどり、又は」を削る。

附　則

この政令は、平成二十七年九月二十五日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三